新植支援事業実施要領

制定　平成 22 年 4 月 1 日森第 1729 号
最終改正　令和 8 年 8 月 28 日森第 463 号

新植支援事業（以下「事業」という。）の実施については本要領によるものとする。

第１　目　的

木材価格の低迷等に伴う林業採算性の悪化により、主伐後の造林が行われない造林未済地の発生や、伐採後の植林・保育に要する経費負担の問題から主伐を見合わせる伐り控えの問題等が顕在化し、森林資源の循環利用に支障をきたしている。

造林意欲の低下した森林所有者に対し、既存の造林補助事業等とあわせ、本事業により植林にかかる初期投資を軽減することで造林意欲を喚起させ、森林・木材の循環利用システムの推進を図る。

第２　採択要件

１　実施箇所

「新たな農林水産業・農村漁村活性化計画」のうち森林・林業戦略プランに基づいて設定された木材生産団地内又は森林経営計画、経営管理実施権配分計画に基づく伐採跡地への新植とする。

２　対象事業

本事業の対象となる事業は、「島根県森林環境保全造林事業」（以下「造林事業」という。）のうち以下の整備区分及び種類区分において一貫作業システムにより行う新植事業並びそれに付帯する鳥獣害防止施設等整備、及び「島根県林業・木材産業循環成長対策交付金事業」（以下「非公共事業」という。）において一貫作業システムにより行う新植事業とする。

整 備 区 分	種 類 区 分	作業システム
育成単層林整備 育成複層林整備	人　工　造　林 樹　下　植　栽 付 帯 施 設 整 備 （鳥獣害防止施設等整備）	一 貫 作 業

第３　事業計画

１　本要領に基づき事業を実施しようとする者は、新植支援事業計画書（別紙様式１）を当該年度の１回目の交付申請日までに知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、事業計画書の変更をしようとする時は、新植支援事業変更計画書を知事に提出するものとする。ただし、事業地の変更及び事業量の変更以外の場合を除く。

３　隠岐支庁長及び各農林水産振興センター所長（地域事務所長）は、１及び２に基づく事業（変更）計画書を受理した場合、その内容を審査し、必要に応じ事業（変更）計画

を提出した者に対し事業の効率的な実施等の指導・助言を行う。

第４　補助金額の算出

１　補助率

交付要綱別表１で定める「交付の率」は、次のとおりとし、補助金を算出するものとする。

（１）次のア又はイに該当する補助率は、造林事業における標準経費の１６％以内、かつ造林事業における標準経費と造林補助金との差額の１/２以内であり、千円未満切り捨てとする。

ア　普通苗植栽(又はポット苗植栽)かつ ha 当り植栽本数が２，０００本以下の場合

イ　コンテナ苗の植栽かつ ha 当り植栽本数が２，０００本を超える場合

（２）次のアに該当する補助率は、造林事業における標準経費の３２％以内、かつ造林事業における標準経費と造林補助金との差額以内､又は非公共事業における知事が別に定める標準単価から算定する標準経費の３２％以内､かつ非公共事業における実行経費と交付金との差額以内であり、千円未満切り捨てとする。

ア　コンテナ苗植栽かつ ha 当り植栽本数が２,０００本以下の場合

２　補助金額の上限

市町村が島根県森林環境保全造林事業実施要領の運用３の（２）に基づき請負に付して実行した場合の補助金額は、上記１の（１）及び（２）の標準経費を「標準経費と実行経費とのいずれか低い額」に読み替え、算出した金額を上限とする。

第５　事業実施

１　補助金の交付申請

（１）補助事業者は、原則として事業の終了後、該当する造林補助金の申請、又は非公共事業の実績報告と併せて、知事に補助金の交付申請を行う。

（２）新植支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第３条に規定する補助金交付申請の提出期限は、造林事業にあっては５月末日、７月末日、９月末日、１２月１０日､翌年の２月末日及び３月２０日ほかとし､非公共事業にあっては事業の完了した日から起算して１か月を経過した日､又は交付金交付の決定を受けた年度の末日のいずれか早い期日までとする。

（３）補助事業者は､補助金の交付申請及び受領について森林組合に委任することができる。委任を受けた者は､知事に対して申請書に委任状を添付して補助金の交付申請を行う。ただし、市町村及び森林整備法人を除く。

２　補助金の交付決定等

補助金の交付決定等については、造林事業に準じ、以下のとおりとする。

（１）知事は、補助金等交付規則（以下「規則」という。）第５条及び第１１条の規定により、原則として補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。

（２）知事は、補助金の額を確定した場合には補助金交付決定及び確定通知書を送付し、速やかに補助金を交付する。

（３）規則第６条に基づき知事が付す条件は、造林事業、及び非公共事業と同様とする。

３　検 査

（１）検査は造林事業検査内規（平成 14 年 4 月 1 日付け林第 159 号）（以下「検査内規」という。）、又は島根県林業・木材産業循環成長対策交付金のうち間伐材生産、路網整備、低コスト再造林対策に係る検査要領（令和 5 年 11 月 9 日付け森第 702 号）により原則造林事業、又は非公共事業とあわせて実施する。

（２）（１）に基づき検査を実施した場合、島根県農林水産関係補助事業等検査規程第８条括弧内ただし書きで規定する事業検査調書特例様式として、検査報告書及び査定書（別紙様式２）を作成する。

（３）交付決定及び確定通知書の様式は別紙様式３とする。

（４）当該補助金を申請する事業地については、以下の施行地を除くもの及び検査内規第２の１で規定するオルソ画像等により施業状況を確認できる場合は現地確認を省略することができる。

ア　１施行地の面積が５ha 以上の施行地

イ　１施行地の面積が５ha 未満のものについては、当該施行地のうち事業主体毎に無作為に抽出する１／１０以上に相当する数の施行地

ウ　ボランティア団体等による作業として申請された施行地

（５）市町村が補助事業者の場合は、実行経費について補助対象経費が適切に積み上げられているか確認する。

第６　県内事業者の受注機会確保

事業の実施に当たり、県内に事務所又は事業所を有する中小企業者に発注するよう努めること。

第７　その他

１　補助事業者が知事に提出する書類は１部とする。

２　補助事業者が知事に提出する書類は所管の隠岐支庁、農林水産振興センター又は地域事務所へ提出するものとする。ただし、公益社団法人島根県林業公社は森林整備課へ、公益社団法人隠岐島前森林復興公社は隠岐支庁へ提出するものとする。

附則　１　この要領は平成 22 年度事業から適用する。

（平成 22 年 4 月 1 日付け森第 1729 号）

２　この一部改正は平成 22 年度事業から適用する。

（平成 22 年 4 月 5 日付け森第 529 号）

３　この一部改正は平成 23 年度事業から適用する。

（平成 23 年 4 月 1 日付け森第 195 号）

４　この一部改正は平成 23 年度事業から適用する。ただし、第５の３の改正規定は平成 23 年 8 月 23 日より適用する。

（平成 23 年 8 月 23 日付け森第 755 号）

５　この一部改正は平成 24 年度事業から適用する。

（平成 24 年 3 月 22 日付け森第 1681 号）

６　この一部改正は平成 24 年度事業から適用する。

（平成 24 年 9 月 3 日付け森第 760 号）

７　この一部改正は平成 25 年度事業から適用する。

（平成 25 年 8 月 1 日付け森第 821 号）

８　この一部改正は平成 26 年度事業から適用する。

（平成 26 年 3 月 31 日付け森第 1772 号）

９　この一部改正は平成 30 年度事業から適用する。

（平成 30 年 10 月 1 日付け森第 1055 号）

１０　この一部改正は令和 2 年度事業から適用する。

（令和 2 年 5 月 18 日付け森第 221 号）

１１　この一部改正は令和 2 年度事業から適用する。

（令和 2 年 6 月 30 日付け森第 402 号）

１２　この一部改正は令和 4 年度事業から適用する。

（令和 4 年 6 月 3 日付け森第 255 号）

１３　この一部改正は令和 5 年度事業から適用する。

（令和 5 年 11 月 9 日付け森第 700 号）

１４　この一部改正は令和 8 年度事業から適用する。

（令和 8 年 8 月 28 日付け森第 463 号）

別紙様式１

番　　号
令和　年　月　日

島根県知事　あて

申　請　者

令和　　年度新植支援事業（変更）計画書

このことについて、新植支援事業実施要領第３の規定に基づき提出します。

＊別紙様式１付属様式１を添付のこと

別紙様式１付属様式１

新植支援事業（変更）計画

整理番号	木材生産団地名等	施行地	事業量（ha）	苗木種類	樹種	本数（本）	ha当り植栽本数（本）	標準単価（円）	間接費率（%）	事業費（円）A	経費内訳(円)			造林事業に関すること		
											造林補助金B	新植支援補助金C	その他 A-B-C	事業名	事業細目	申請予定月
合　　計																

＊木材生産団地名等について、木材生産団地名または森林経営計画、経営管理実施権配分計画の認定番号を記入する。申請時は未設定で事業着手までに設定を予定している場合は（　　）書きとする。

＊事業費は造林事業、又は非公共事業における標準経費（又は実行経費）とし、以下により算出する。

（標準単価＋間接費（千円未満切り捨て））×事業量

別紙様式１付属様式２

一貫作業システムの作業工程

整理番号	木材生産団地名等	工　程						
		伐　採				植　栽		
		伐採	集材(集材方法)	造材	搬出	地拵	苗木運搬	植栽
			(　　)					

＊各工程には、使用する林業機械、「チェーンソー」、「人力」等を記入する。
＊集材方法は、「全木」、「全幹」、「短幹」のうち、代表的なものを(　)内に記入する。

別紙様式２

新植支援事業検査報告書	査定書
令和　　年度　　月申請　　地内の施行地の状況は別紙のとおりです。 支庁長・農林水産振興センター所長　殿 令和　　年　　月　　日 （　　）分 別紙のとおり適正に実施されている　職氏名　　A B C	左記の報告書に基づいて、別紙のとおり査定します。 令和　　年　　月　　日 隠岐支庁長 ○○農林水産振興センター所長

注（１）（　）内は申請者名を記入し、申請者毎に別様とする。
（２）別紙様式２付属様式を添付すること。

別紙様式2付属様式

新植支援事業補助金
検　査　報　告　書

（所管）　　（市町村）　　（申請者）

新植支援事業補助金
査　定　書

申請番号①	木材生産団地名等②	施行地③	事業主体名④	事業の細目⑤	苗木種類⑥	樹種⑦	造林状況			標準単価〔円〕⑨	造林事業査定			新植支援事業補助金査定				
							実面積（ha）⑧	植栽本数（全体）	ha当り植栽本数		査定事業費〔円〕⑩	間接費率〔%〕⑪	造林補助金〔円〕⑫	事業費〔円〕⑬（※1）	補助金上限額〔円〕⑭（⑬－⑫）	算定補助金〔円〕⑮（※2）		補助金額〔円〕（⑭or⑮）
																市町村等	事業体等	

①、③～⑧、⑩～⑫については該当する造林補助金の検査報告及び査定書から転記すること
（※1）標準経費（（⑨×⑪〔千円未満切り捨て〕）×⑧）を記入。ただし、市町村等が事業主体の場合は実行経費か標準経費のいずれか低い額を記入。
（※2）標準経費（もしくは実行経費）×補助率で算定される額を記入（千円未満切り捨てとする）。

別紙様式2付属様式(2)

新植支援事業補助金

検 査 報 告 書

（所管）　　（市町村）　　（申請者）

新植支援事業補助金

査　定　書

申請番号	施行地	事業主体名	苗木種類	樹種	造林状況			標準単価〔円〕②	非公共事業査定		新植支援事業補助金査定			
					実面積(ha)①	全体本数	ha当り植栽本数		間接費率〔%〕③	非公共交付金〔円〕④	事業費〔円〕⑤(※1)	補助金上限額〔円〕⑥(⑤－④)	算定補助金〔円〕⑦(※2)	補助金額〔円〕(⑥or⑦)

(※1)標準経費((②×③〔千円未満切り捨て〕)×①)、又は実行経費のいずれか低い額を記入。
(※2)標準経費又は実行経費×補助率で算定される額を記入(千円未満切り捨てとする)。

別紙様式３

番　　号

申　請　者　名

令和　　月　　日付け　第　　号で申請のあった令和　　年度新植支援事業補助金については、下記のとおり交付決定及び確定します。

令和　　年　　月　　日

島根県知事

記

１．補助金額　　金　　円

２．補助条件

補助金交付事業地には、補助金等交付規則第６条により、次の条件を付す。

令和　　年　　月　　日付け第　　号による造林事業の補助条件と同様とする。

（令和　　年　　月　　日付け第　　号による島根県林業・木材産業循環成長対策交付金の補助条件と同様とする。）

＊別紙様式３付属様式を添付すること

別紙様式3付属様式

新植支援事業補助金交付決定及び額の確定通知

（所管）　　（市町村）　　（申請者）

申請番号	木材生産団地名等	施行地	事業主体名	事業の細目	苗木種類	樹種	全体本数	ha当り植栽本数	実面積（ha）	事業費〔円〕	造林補助金〔円〕	新植支援補助金〔円〕

各項目について検査報告書及び査定書から転記

別紙様式3付属様式(2)

新植支援事業補助金交付決定及び額の確定通知

（所管）　　（市町村）　　（申請者）

申請番号	施行地	事業主体名	苗木種類	樹種	全体本数	ha当り植栽本数	実面積（ha）	事業費〔円〕	非公共交付金〔円〕	新植支援補助金〔円〕

各項目について検査報告書及び査定書から転記